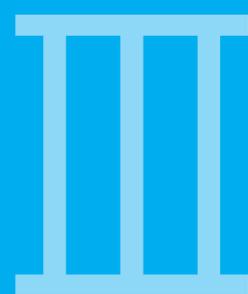
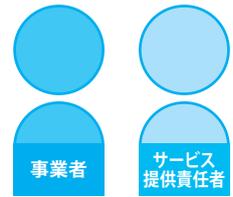


テーマ別  
取り組むべき  
労務管理の  
ポイント



## (1)労働条件の明示について(ポイント①)



### ポイント①

従業員(訪問介護員等)を雇い入れた時には、書面で労働条件を明示しましょう。

→労働基準法第15条、パートタイム労働法第6条

★従業員(訪問介護員等)を雇い入れた時には、労働条件の内容を十分に理解してもらうよう、労働条件通知書や労働契約(雇用契約)書等の書面の交付により、労働条件を明示しましょう(労働基準法第15条)。書面による明示は、明示内容が不十分であること等に起因するトラブル防止のためにも有効です。

★特に、賃金の決定方法に関連したトラブルが多いため、「どのような活動が労働時間に含まれているか」について明記しましょう(労働時間については、「Ⅲ(3)労働時間についてポイント①」参照)。

#### 書面により明示すべき労働条件

- ・労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)、更新の基準(ポイント②参照)
- ・就業の場所・従事する業務の内容
- ・労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む)

※短時間勤務の従業員(訪問介護員等)については、上記に加えて「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」についても書面による明示が必要です(パートタイム労働法第6条)。

なお、パートタイム労働法の改正により平成27年4月からは、短時間勤務の従業員からの相談に対応するための体制整備が義務付けられ(改正パートタイム労働法第16条)短時間勤務の従業員を雇い入れた時に書面の交付などにより明示しなければならない事項に「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」が追加されます。(改正パートタイム労働法施行規則第2条)

その他、短時間勤務の従業員を雇い入れた時には、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません(改正パートタイム労働法第14条)

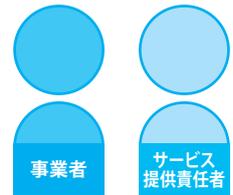
★また、有期契約の従業員(訪問介護員等)に関して、上に示した労働条件のうち(ア)就業の場所・従事する業務の内容、(イ)労働日ならびにその始業・終業時刻、(ウ)休憩時間が月ごと等の勤務表によって特定される場合は、以下の書面の交付により明示することが必要です。

- ・(ア)～(ウ)に対する勤務の種類ごとの考え方
- ・(ア)～(ウ)が適用される就業規則上の関係条項名
- ・契約締結時の勤務表

★さらに、退職手当等について定めた場合についても明示が必要です(書面による明示が望まれます)。

#### その他明示すべき労働条件

- ・退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職等に関する事項(定めのある場合)



## (1)労働条件の明示について(ポイント②)



### ポイント②

**有期契約の従業員(訪問介護員等)に対しては、契約の更新に関する内容についても明示しましょう。**

⇒労働基準法施行規則第5条第1項第1号の2、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(平成15年厚生労働省告示第357号)

★有期契約の従業員(訪問介護員等)に対しては、「ポイント①」で挙げた労働条件の他に、期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項についても書類の交付によって明示しなければなりません。

更新の有無	▶ 「自動的に更新する」 「更新する場合があります」 「契約の更新はしない」等
更新の基準	▶ 「契約期間満了時の業務量により判断する」 「従業員(訪問介護員等)の勤務成績、態度により判断する」 「従業員(訪問介護員等)の能力により判断する」 「事業所の経営状況により判断する」 「従事している業務の進捗状況により判断する」等

※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はありません。

### 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

(平成15年厚生労働省告示第357号)の主な内容

#### 第1条(雇止めの予告)

有期労働契約(予め契約を更新しない旨明示されておらず、有期労働契約が3回以上更新されている、または、1年を超えて継続して雇用されている場合に限る)を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに予告する

#### 第2条(雇止めの理由の明示)

労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、遅滞なく交付する

#### 第3条(契約期間についての配慮)

契約を1回以上更新し、かつ、1年を超えて継続して雇用している有期契約労働者との契約を更新しようとする場合は、契約の実態及びその労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努める

### Q&A

Q「有期契約の訪問介護員に対して契約を更新する場合には、初回契約時に労働条件を明示していれば、2回目以降は省略してもよいですか？」

A「省略はできません。契約更新の都度、書面の交付により労働条件を明示しなければなりません。」